

特集にあたって

橋 本 ヒロ子

男女別統計が男女別の実態をデータで表すことにより、男女別格差をなくすためにも必要であるのに対し、ジェンダー統計とは、男女、LGBTについて、データを収集し、男、女、LGBTというジェンダー間の不平等の状況を数量的に把握し、改善するために必要な統計のことである。国際ジェンダー学会2023年大会シンポジウムの報告者の一人、杉橋やよい氏は前者を狭義のジェンダー統計、後者を広義のジェンダー統計としている。日本は、まだ、狭義のジェンダー統計の充実も十分とは言えない状況で、LGBTの概念も統計に入れる必要が生じて、複雑化してきたため、性別統計も取らない動きも出てきている。なお、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領では、「戦略目標H3.立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること」となっており、狭義のジェンダー統計に留まっている。

国連統計委員会（UNSC：United Nations Statistical Commission）は、第1回ジェンダー統計委員会を2006年に開催し、それ以降2年に1回開催、第7回は東京で2018年に開催した。また、UNSCは、2013年にジェンダー統計の各国での生産及び国際的な編纂について最低51の量的指数及び質的指数を定めた。指標は以の5テーマに分かれている。

1. 経済的エンパワーメント、
2. 教育、
3. 健康および関連サービス、
4. 公共生活と意思決定、
5. 女性と女兒の人権

各領域は北京行動綱領の12領域、SDGsの指標とも関連しているが、狭義のジェンダー統計である。ジェンダーに関して多様な国々の合意が必要な国連の会議では、広義のジェンダー統計に合意することは不可能に近い。

2000年以降、LGBTの方々も回答可能な設問を設ける動きが、海外、日本では一部の地方自治体に起こっている。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の発生届出を一部改正、性別欄の選択肢に「その他」を追記した。

さらに、内閣府男女共同参画局の調査によると、JIS規格の履歴書様式例がなくなったため、厚生労働省は、事業主が参考にできるように、2021年、男女の選択ではない任意の履歴書様式例を作成した。公立高校入学願書の性別欄は46都道府県で廃止しているが、群馬県や兵庫県明石市では、調査を実施して性別欄を残している。

総務省は、LGBTの方々への対応が難しいという理由で、立候補届出告示事項から性別を外した。

日本におけるジェンダー主流化のナショナルマシナリーである内閣府男女共同参画局では、2022年に性的少数者への配慮から、申請書・履歴書・入学願書などについて、性別欄を廃止・見直しする動きが広がっている状況に対応して、『ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキンググループ』を立ち上げ、4か月に渡って検討し、「多様な性などの多様な属性の人々を、統計や政策において社会の構成員として見過ごさないよう取り組むことは重要である。」とした報告書をまとめた。前述の杉橋氏はワーキンググループメンバーの一人であった。

本特集の執筆者は3名で、以下が執筆概要である。

河野銀子氏の『教育分野のジェンダー統計～政策と研究をつなぐ～』は、教育分野（学術・科学技術含む）のジェンダー研究を進めるにあたり、ジェンダー統計の不十分さに悩まされてきた経験を踏まえている。

第5次男女共同参画基本計画では、「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査」、さらに、「ジェンダー統計における多様な性への配慮」について、現状を把握し、課題を検討となっている。しかし、教育分野では、狭義のジェンダー統計も不十分であること、特に政策課題となっている初中等教員や大学教員等の実態と課題を論じている。加えて、ジェンダー統計があればジェンダー平等になるわけではない例（中教審の大学進学率推計）を示し、ジェンダー視点の重要性を述べている。

村尾祐美子氏の『ジェンダー統計と性別欄削除～採用選考に関する事例を中心に』は、採用プロセスにおける性別情報の取得に関する事例をもとに、性別情報の収集停止に関する問題を明らかにした。

女性の活躍推進「えるほし認定」では、女性の採用機会が男性に劣らない企業を「優良」としていた当初の採用認定基準が、トランスジェンダーに配慮して性別欄を応募書類から削除した企業が最高ランクの認定を取得できたり、女性を多く採用していればそれだけで「優良」と見なすようになった。自治体で進む事業や調査における性別情報取得のポジティブリスト化とそれに伴い、自

自治体が行う調査では、回答者の性別情報収集を行わない動きが急速に進むなど、深刻な「意図せざる結果」について述べている。さらに、性別データを取らないことによる男女間賃金格差の算出法に内包された問題を指摘し、それが当該事業主以外の公表情報の活用と女性活躍推進の実現に与える影響を論じている。

平森大規氏の『性別を「その他」と回答する人はみな性的マイノリティなのか？ジェンダー統計の精緻化に向けたクィア人口学的分析』では、ジェンダー統計の充実にあたっては性的指向・性自認のあり方（SOGI）の視点が重要であるという立場から、日本の人口学分野でこれまで実施されてきた無作為抽出調査におけるSOGI測定法の方法論的研究を概観する。また、最新の実験的モニタ型ウェブ調査の結果から、性別を「その他」と選んだ回答者の約半数がシスジェンダー女性であることを示し、男女に次ぐ性別の第3の選択肢として「その他」という文言を利用することの限界についても考察している。

最後に平森氏は、今後、既存の性別二元論に基づく（シス）ジェンダー統計からSOGIの視点を含む包摂的なジェンダー統計へと発展するにあたっては、すべての書類に形式的に性別欄を入れるという姿勢でも、機械的にすべての性別欄を削除するという姿勢でもなく、一定の原則に沿いつつ個別のケースに即して丁寧に検討する姿勢が求められていることを提案している。

2025年の国勢調査の設問は、法律による裏付けがまだできていないため、男女別の設問になるということである。日本においては、広義のジェンダー統計が定着するか極めて厳しい状況といえる。むしろ村尾氏の論文にあるようにジェンダー別データの取得が難いため、性別データの収集を避ける傾向が、自治体、企業で強くなっている。

日本政府においても、男女共同参画局が、2024年初めに行った委託調査において、その傾向があらわれている。この調査では、各種統計における男女別データの有無等の状況を把握するため、「ジェンダー統計整備状況調査」を実施し、5月に結果を報告した。この調査の目的は、「ジェンダー統計充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。」ことである。その結果の一部であるが、医療施設調査、経済産業省企業活動基本調査などは性別質問を削除している。

国際ジェンダー学会としては、今後、広義のジェンダー統計が日本において主流となるような研究・広報活動が必要であると思う。